

病虫害防除部が新設されました

病虫害防除部

病虫害防除部は、これまで農業技術センター内に同居していました「県病虫害防除所」が統合されて新設された部門で、「病虫害防除所」の業務をそのまま引き継いでいます。

病虫害防除部は、植物防疫法に基づき、農作物生産の安定と向上のため有害動植物の発生を予察し、的確な防除指導を推進するとともに、農薬取締法により農薬の安全で適正な管理と使用指導等を業務としています。病虫害防除部の体制と主な業務をご紹介します。

○予察班

- ・県内に設置した予察は場（予察灯、フェロモントラップ）や各作物の主産地を巡回して、病虫害の発生状況を定期的に調査して病虫害の発生動向を把握しています。
- ・調査データや収集した情報に基づき、毎月「病虫害発生予察情報」を発表し、関係機関に提供しています。
- ・ミバエ類の侵入を警戒するための調査を行っています。



予察灯

○防除指導班

- ・効率的な防除が実施されるように、防除薬剤の選定、実施適期及び防除効果の確認などについて指導しています。
- ・市町村、JA等の病虫害防除に関する企画に協力しています。
- ・的確な防除薬剤を選定するために農薬に対する耐性菌や抵抗性害虫の検定調査を実施しています。
- ・病虫害の診断依頼のあった検体について調査を行い、病虫害の種類を明らかにし、防除対策の指導、助言を行っています。
- ・「神奈川県病虫害雑草防除指針」の取りまとめを担当しています。



情報発信

○農薬班

- ・農薬販売者の届出（新規・変更・廃止）の受理を行うとともに、農薬販売者、農薬使用者に対する立入検査指導を行っています。
- ・農薬の流通及び使用場面における安全を図るため、農薬販売者、農薬使用者、防除関係者等を対象に講習会を開催しています。
- ・農薬を取り扱う者の資質の一層の向上を図るため、農薬管理指導士の養成研修等を行っています。また資格更新対象者に対して更新研修も実施しています。

農薬を使用する際は使用基準を遵守するとともに、飛散防止に努めましょう。収穫期の作物が近接している場合はとくに気をつけましょう。

<http://www.agri.pref.kanagawa.jp/boujoshu/top.asp>